

鳥取県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石田 賢悟	東伯郡琴浦町大字徳万282 -16	いしだ整骨院	東伯郡琴浦町大字徳万282 -16	平成23年9月5日